

# 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担(案)

## (1) 1号認定子ども利用者負担

(単位:円)

階層区分	定義	教育標準時間(月額)
1	生活保護世帯	0
2	市民税非課税(市民税所得割非課税含む)(*)	0
3	市民税非課税(市民税所得割非課税含む)	3,000
4	市民税所得割 48,600円以下(*)	11,000
5	市民税所得割 48,600円以下	12,000
6	市民税所得割 77,100円以下(*)	12,500
7	市民税所得割 77,100円以下	13,500
8	市民税所得割 211,200円以下	17,500
9	市民税所得割 211,201円以上	22,500

※\*の階層は特定世帯(ひとり親世帯、障がい者がいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯))の場合に適用する。  
 ※小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※上記にかかわらず経過措置として、和泉市立幼稚園の利用者負担については、平成26年度末に在籍している子どもに限り、その額が1万円を超える場合には、1万円とする。

## (2) 2・3号認定子ども利用者負担

(単位:円)

階層区分	定義	保育標準時間(月額)			保育短時間(月額)		
		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市民税非課税(*)	0	0	0	0	0	0
3	市民税非課税	5,000	4,000	4,000	5,000	4,000	4,000
4	市民税均等割のみ(*)	12,000	10,000	10,000	11,800	9,900	9,900
5	市民税均等割のみ	13,000	11,000	11,000	12,800	10,900	10,900
6	市民税所得割額 24,300円未満(*)	14,000	13,000	12,000	13,800	12,800	11,800
7	市民税所得割額 24,300円未満	15,000	14,000	13,000	14,800	13,800	12,800
8	市民税所得割額 24,300円以上 48,600円未満(*)	16,000	15,000	14,000	15,800	14,800	13,800
9	市民税所得割額 24,300円以上 48,600円未満	17,000	16,000	15,000	16,800	15,800	14,800
10	市民税所得割額 48,600円以上 50,800円未満	20,000	18,000	17,000	19,700	17,700	16,800
11	市民税所得割額 50,800円以上 59,800円未満	22,000	20,000	19,000	21,700	19,700	18,700
12	市民税所得割額 59,800円以上 76,600円未満	24,000	22,000	21,000	23,600	21,700	20,700
13	市民税所得割額 76,600円以上 97,000円未満	27,000	24,000	23,000	26,600	23,600	22,700
14	市民税所得割額 97,000円以上 108,400円未満	30,000	26,000	25,000	29,500	25,600	24,600
15	市民税所得割額 108,400円以上 126,500円未満	33,000	28,000	26,000	32,500	27,600	25,600
16	市民税所得割額 126,500円以上 141,500円未満	36,000	28,000	26,000	35,400	27,600	25,600
17	市民税所得割額 141,500円以上 157,100円未満	39,000	28,000	26,000	38,400	27,600	25,600
18	市民税所得割額 157,100円以上 169,000円未満	43,000	29,000	27,000	42,300	28,600	26,600
19	市民税所得割額 169,000円以上 229,100円未満	47,000	30,000	28,000	46,300	29,500	27,600
20	市民税所得割額 229,100円以上 283,700円未満	51,000	31,000	29,000	50,200	30,500	28,600
21	市民税所得割額 283,700円以上 301,000円未満	54,000	31,000	29,000	53,100	30,500	28,600
22	市民税所得割額 301,000円以上 397,000円未満	57,000	32,000	30,000	56,100	31,500	29,500
23	市民税所得割額 397,000円以上 450,500円未満	59,000	32,000	30,000	58,000	31,500	29,500
24	市民税所得割額 450,500円以上	61,000	32,000	30,000	60,000	31,500	29,500

※各子どもの利用者負担は、クラス年齢(年度初日の年齢)で決定する。

※\*の階層は特定世帯(ひとり親世帯、障がい者がいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯))の場合に適用する。

※小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

### (3) 延長保育料

#### ① 標準時間認定

区分	時間帯	第1・2・3階層世帯		左記以外の階層世帯	
		日額	月額	日額	月額
1	18:30～19:00	100円	1,000円	300円	4,000円
2	18:30～19:30	100円	1,000円	500円	6,000円
3	18:30～20:00	100円	1,000円	800円	8,000円
4	9:00～11:00	100円	1,000円	800円	8,000円
	9:30～11:00	100円	1,000円	600円	
	10:00～11:00	100円	1,000円	400円	5,000円
	10:30～11:00	100円	1,000円	200円	

※4の区分については、夜間保育所(いぶきのセクト)のみが対象

#### ② 短時間認定(18:30まで)

施設が設定する基本保育時間 8時間を超えた場合	100円/日
----------------------------	--------

※生活保護・市民税非課税世帯の減額設定なし

※18:30以降(夜間保育所は9:00～11:00)は標準時間認定と同じ延長保育料が必要

### (4) 一時保育料

年齢 区分	生活保護・市民税非課税世帯			左記以外の世帯		
	延長時間	基本時間	延長時間	延長時間	基本時間	延長時間
	8:00 ∫ 9:00	9:00 ∫ 17:00	17:00 ∫ 18:00	8:00 ∫ 9:00	9:00 ∫ 17:00	17:00 ∫ 18:00
3歳未満	0円	400円	0円	500円	3,200円	500円
3歳	0円	400円	0円	500円	1,900円	500円
4歳以上	0円	400円	0円	500円	1,800円	500円

※各子どもの保育料は、クラス年齢(年度初日の年齢)で決定する。